



牛飼養者の皆様へ

令和6年2月1日

「定期報告書」を提出する時期です！

期 限 令和6年4月15日

提出先

- ① 家畜保健衛生所（持参、郵送、FAX）
- ② 市町村、JA、NOSAIの畜産担当窓口（持参）

報告内容

1 基本情報

- ◎ 家畜所有者、飼養衛生管理者の氏名・住所等
- ◎ 令和6年2月1日現在の飼養頭数

2 飼養衛生管理基準の遵守状況

- ◎ 38項目の自己点検と改善方針及び添付書類

- ・ 家畜保健衛生所から送付した様式に記入のうえ、提出してください。
- ・ 岩手県のホームページで「家保 定期報告」と検索すると様式がダウンロードできます。
- ・ 牛の飼養をやめた場合も、家畜保健衛生所まで御一報ください。

岩手県中央家畜保健衛生所

[TEL]019-688-4111 [FAX]019-688-4012

岩手県県南家畜保健衛生所

[TEL]0197-23-3531 [FAX]0197-23-3593

岩手県県北家畜保健衛生所

[TEL]0195-49-3006 [FAX]0195-49-3008



死亡牛の牛海綿状脳症(BSE)検査対象が4月から変更になります

令和6年4月1日より、死亡牛のBSE検査の対象となる**月齢区分が廃止**され、生前に**BSEを疑う症状等**を呈していた牛を対象とした検査体制に変更されます。死亡牛の生前の症状について注意していただき、**検査漏れがないよう御協力をお願いします。**

【農場の皆様へのお願い】

牛が死亡した際は、必ず、かかりつけの獣医師に下記①②の症状の有無を確認のうえ、**検案書を作成してもらってください。**（死亡牛処理整理表に検案書の添付をお願いします。）

【獣医師の皆様へのお願い】

死亡牛を検案した獣医師は、BSE検査の要・不要を検案書に記入願います。

同時に**全月齢で下記①②の対象牛について、家畜保健衛生所への「死亡牛届出書」の提出が必要**となります（牛海綿状脳症特別措置法施行規則も一部改正されます）。

【令和6年4月からの検査対象牛】

- ① **【全月齢で】 BSEを疑う症状**があった死亡牛
BSEの特定症状：興奮しやすい、音や光・に対する過敏な反応などの神経・行動異常
- ② **【全月齢で】 起立不能・異常歩様・歩行困難等**があった死亡牛
臨床症状から低カルシウム血症、マグネシウム欠乏症、神経麻痺、進行性の神経症状等を疑った牛も含む

具体的には、以下の場合は令和6年4月1日以降、検査対象から外されます。

- ✓ 現在、検査対象となっている「**96 か月齢以上の一般的な死亡牛**」は**対象外**となります。
- ✓ ②の症状で獣医師の血液検査等により BSE 以外の疾患と確定された死亡牛（※）は**対象外**です。
- ✓ また治療により症状が一旦緩和した後、死亡した牛は血液検査等がなくても**対象外**です（進行性の症状に当たらないため）。
- ✓ 獣医師の検査で監視伝染病（例、牛伝染病リンパ腫）と確定された牛は**対象外**です。
- ✓ 一方、全月齢で原因不明の死亡牛や生前の症状を一切把握されず死亡した牛は**検査対象**です。

※ 獣医師の臨床検査のみの場合は、原則、BSE検査が必要となりますが、例えば、血液検査の結果から、低カルシウム血症と診断された牛はBSE検査対象外です。
獣医師は、検査の要否の判断が困難な場合、家保にご相談ください。

死亡牛届出書の提出： 牛の飼養場所を管轄する家畜保健衛生所

- (1) FAX送信 中央家保FAX 019-688-4012、県南家保FAX 0197-23-3593、県北家保FAX 0195-49-3008
- (2) 電子申請 https://s-kantan.com/pref-iwate-u/offer/offerList_initDisplay.action

※「岩手県 電子申請」で検索してください